

港区立精神障害者支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と港福・大星グループ（以下「乙」という。）は、令和3年6月1日付けで締結した「港区立精神障害者支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区長 武井雅昭 印

乙 港区芝浦一丁目14番8号
ベルハイム田町201号
港福・大星グループ
社会福祉法人 港福会内
（代表団体）社会福祉法人 港福会
伊藤ゆうみ 印